狩野永徳に関する諸問題の点検

大阪芸術大学　美術学科　教授　五十嵐 公一

狩野永徳（1543～90）は安土・桃山時代に活躍した絵師である。織田信長や豊臣秀吉などの時の権力者の注文に応じ、多くの作品を描いた。その狩野永徳について、新たな視点から考えたいというのが本研究の目的だった。

その目的のため、先ず狩野永徳研究の総点検を行った。これまでに多くの研究者が永徳に注目し、重要な研究が発表されてきた。それらの研究の中で大きな画期となったのは、2007年に京都国立博物館で開催された「狩野永徳展」（企画：山本英男）だといえる。これはその時点までの永徳研究を踏まえ、永徳筆と考えられる可能な限りの作品を一つの会場に並べ、永徳の全貌を示そうとした意欲的な展覧会だった。そして、その展覧会にあわせて充実した図録が制作された。この図録は現在でも永徳研究の基本文献となっている。

この「狩野永徳展」に触発され、展覧会以降に複数の研究が発表された。特に注目すべきものとして、次のものがある。永徳の大徳寺聚光院障壁画については、綿田稔「聚光院の成立についての一仮説―障壁画作期議論の前提として―」（『美術研究』396、2008 年）、山本英男「再考・聚光院方丈障壁画の作期について」（『学叢』43、2021 年）。「織田信長像」（大徳寺）については、山本英男「大徳寺所蔵の狩野永徳筆織田信長像について―修理で得られた知見を中心に―」（『学叢』33、2011 年）。「上杉本洛中洛外図」（米沢市上杉博物館）についての小谷量子『上杉本洛中洛外図屏風の研究』（勉誠出版、2022 年）。

また展覧会以降、永徳作品に関して嬉しいニュースもあった。長い間、行方が分からなかった「松に叭叭鳥・柳に白鷺図屏風」が再発見されたのである。その後、この屏風は九州国立博物館の所蔵となった。更に、「檜図屏風」（東京国立博物館）が 8 曲 1 隻から 4 曲 1 双に改装された。これにより、この作品の制作当初の姿がよく分かるようになった。

以上のことから分かるように、京都国立博物館で開催された「狩野永徳展」以降も確実に永徳研究は積み重ねられ、永徳作品を考えるための環境も整ってきている。

このような状況で、私は永徳研究として新たに何ができるかを考えた。その結果、永徳作品が完成するまでの社会のルールに注目したいと思った。というのは、永徳作品に関しては、この視点からの考察が不足していると感じていたからだった。

狩野永徳は安土・桃山時代に活躍した絵師である。そのため、現代の芸術家のようにオリジナリティーを求め、自分の制作意欲だけに基づいて作品を描いていた訳では決してない。注文主の依頼と意向に従い、作品を制作していた。そして、その制作の対価として、注文主から金銭を受け取っていた。そうであるなら、そこには注文制作における何らかのルールがあったはずである。ルールなしで注文主と永徳との間で金銭が動いたはずがない。そうであるなら、このルールが永徳作品に何らかの影響を及ぼしているはずである。私はこのように考え、この点から永徳研究を行いたいと考えた。

では、ここで問題となる注文制作におけるルールとは具体的にどのようなものだったのだろうか。このことを知るためには、恐らく美術史研究以外の分野に視野を広げる必要がある。日本法制史あるいは日本史の研究成果から学ばなければならない。そのように考えていた時、気づいたのが「職人誂物之事」だった。

これは徳川幕府の初代京都所司代を務めた板倉勝重（1545～1624）が作った「板倉氏新式目」の中の条目の一つである。「板倉氏新式目」は 60 カ条前後からなる法令集なのだが、その「板倉氏新式目」に含まれる「職人誂物之事」には、誂人が職人に誂物を注文する場合、トラブルが生じた時にどのように対処すべきかについて書かれている。ということは、この「職人誂物之事」は注文主が絵師に作品を注文する場合、トラブルが生じた時のガイドラインとして機能していたのではないか。

そのような視点からの考察により得た新たな知見について、私は令和 5 年 1 月 21 日に美術史学会西支部例会で「『職人誂物之事』と注文制作　―狩野永徳の事例を中心とし―」と題して発表した。

この発表内容に関しては、近いうちに論文として発表したいと考えている。